

火災から大切な生命を守るために！

住宅用火災報知器の設置をお願いします

住宅火災による死者数が急増したことから、新築住宅への火災報知器の設置が平成18年6月1日から義務づけられました。
また、現在建っている住宅（既存住宅）についても、今年の6月1日までに設置することとなっています。

設置場所は？

※我が家の設置場所をチェックしましょう。



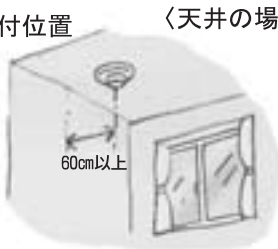
1 寝室 ある・ない
▲チェック
就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。

2 階段 ある・ない
▲チェック
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井又は壁面に設置します。（ただし、避難階（1階など容易に避難できる階）の階段は除く）

3 台所 ある・ない
▲チェック
皆野町では台所への設置を義務づけていませんが、火災の起こりやすい場所ですので、なるべく設置しましょう。

設置上の注意点（天井・壁面の取付位置）

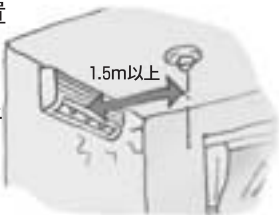
▼壁面からの取付位置
火災報知器の中心を壁から60cm以上離します。



〈天井の場合〉▼^{はり}梁などがある場合の取付位置
火災報知器の中心を梁から30cm以上離します。

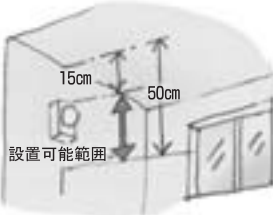


▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置
換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災報知器の中心がくるように取り付けます。



どんな方式があるの？

天井取り付け式



壁取り付け式



○「電池を使うタイプ」と「家庭用電源（AC100V）を使うタイプ」があります。
○「単独型」と「連動型」があります。

【問合せ】 秩父消防本部予防課 ☎21-0121 / 消防署皆野分署 ☎62-0256

民生委員を

ご紹介します

欠員となっていた民生委員の委嘱が4月1日付けで行われました。

教育委員の異動

3月16日付けで任期満了により横田敏明氏が退任されました。横田氏は、平成15年に委員となられ、4年8か月にわたり、教育行政にご尽力いただきました。
横田氏の退任に伴い3月17日付けで新井エウ代氏が就任されました。